

産業衛生 レポート

No.539

2024年8月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

～「PFOAの分枝異性体又はその塩」及び「PFOA関連物質」を化審法 第一種特定化学物質に指定～

(令和6年7月10日 政令第245号)

本政令は、ストックホルム条約締約国会議において廃絶対象物質と決定された化学物質であり、化学物質審議会においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として指定することが適当であるとの結論が得られた「PFOA（ペルフルオロアルカン酸：構造が分枝であって、炭素数が八のものに限る。）（PFOAの異性体）又はその塩」及び「PFOA（ペルフルオロオクタン酸）関連物質」を第一種特定化学物質に指定するとともに、所要の改正を行うものです。

【改正のポイント】

(1) 第一種特定化学物質の指定（化審法施行令第1条関係）

- ① 「PFOAの分枝異性体又はその塩」を第一種特定化学物質に追加指定する。
- ② 「PFOA関連物質」を第一種特定化学物質に追加指定する。

(2) 第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、輸入禁止製品の指定（化審法施行令第7条関係）

「PFOAの分枝異性体又はその塩」が使用されている製品として、13種類の製品を輸入禁止製品に指定する。
また、「PFOA関連物質」が使用されている製品として、8種類の製品を輸入禁止製品に指定する。

(3) 例外的に使用することが認められる用途の指定（化審法施行令原始附則第3項関係）

「PFOA関連物質」のうち、「8：2フルオロテロマーアルコール」及び「ペルフルオロオクチル=ヨージド」について、例外的に使用することが認められる用途を指定する。

(4) 第一種特定化学物質が使用されている製品のうち、取扱い等に係る技術上の基準を設ける製品の指定（化審法施行令原始附則第4項関係）

取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「PFOAの分枝異性体又はその塩」及び「PFOA関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定める。

【施行期日】

令和6年9月10日（公布後2月後）：上記（1）の①の指定

令和7年1月10日（公布後6月後）：上記（1）の②の指定、（2）～（4）

※その他、改正附則の経過措置等は公布日、公布後2月後又は6月後に随時施行

関連する省令4件と告示1件も公布されています。

詳細は以下をご確認ください。

【政令】 [化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令](#)

【省令】 [PFOI等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令](#)

【省令】 [PFOI等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）を定める省令](#)

【省令】 [PFOI等の取扱いに関する技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）を定める省令](#)

【告示】 [PFOI等の容器、包装又は送り状にPFOI等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項](#)

【新旧対照表】 [新旧対照表](#)

「化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果」を公表

(令和 6 年 6 月 27 日 厚生労働省発表)

本結果によると、食料品製造業、小売業・飲食店、清掃業など今まで化学物質管理と関連が薄かった業種で多くの災害が発生していました（令和元年～令和 3 年に発生した計 1,229 件※）。

※「爆発」や「火災」を除く「有害物との接触」による災害のみを集計

【化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果概要】

- ・業種別では、化学工業（119 件）、金属製品製造業（88 件）よりも食料品製造業（162 件）が多く、小売業・飲食店（計 134 件）、清掃・と畜業（97 件）建築工事業・その他の建設業（計 141 件）といった、第三次産業や建設業といった幅広い業種で発生。
- ・製品別では、厨房やビルメンテナンスで多く使用される洗剤・洗浄剤による労働災害が、約 3 割（371 件）と圧倒的に多く、消毒・除菌・殺菌・漂白も多い。
- ・作業別では、製造作業中が 1 割程度であるのに比較して、清掃・洗浄作業中が約 3 割（382 件）、移し替え・小分け・交換・補充作業中（124 件）、点検・修理・メンテナンス作業中（99 件）がそれぞれ 1 割程度となっており、非定常作業における労働災害が多い。

詳細は以下をご確認ください。

【別紙】[化学物質の性状に関連の強い労働災害の分析結果](#)

道路交通法の一部を改正する法律

～自転車の酒気帯び運転の禁止に罰則新設、携帯電話使用などの「ながら運転」禁止、青切符の対象に～

(令和 6 年 5 月 24 日 法律第 34 号)

最近における道路交通をめぐる情勢等に鑑み、自転車等の交通事故の防止等のため、自転車の運転中における携帯電話使用等の禁止、自転車等の運転者による一定の違反行為の反則行為への追加等の措置を講ずる必要があるとの理由から、道路交通法の一部が改正された。

【主な内容】

- ① 携帯電話使用等及び酒気帯び運転禁止
- ② 自転車等の安全を確保するための規定創設
- ③ 自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

【施行期日】

- ① ②：公布の日から起算して 6 ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日
- ④：公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日

詳細については以下をご確認ください。

【概要】[道路交通法の一部を改正する法律\(概要\)](#)

【要綱】[道路交通法の一部を改正する法律要綱](#)

【本文・理由】[道路交通法の一部を改正する法律](#)

【新旧対応表】[道路交通法の一部を改正する法律新旧対照条文](#)

【参照条文】[道路交通法の一部を改正する法律参照条文](#)